

<p>施策の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域がん診療連携拠点病院制度 質の高いがん医療の全国的な均てん化を目的として、平成 13 年度から、2次医療圏に1か所程度を目安に地域がん診療拠点病院の指定を行っており、平成 18 年4月現在135か所の医療機関を指定している。同病院に対しては、我が国に多いがん(肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん等)につき、地域の医療機関との連携を図り、質の高いがん医療が提供できるよう、研修の実施、院内がん登録の整備、がん情報の提供等必要な機能を求めている。</li> </ul> <p>○「がん医療水準均てん化の推進に関する検討会」 第3次対がん10か年総合戦略及び健康フロンティア戦略においても重要な課題であるがん医療の「均てん化」については、平成 16 年9月に厚生労働大臣の懇談会として検討会を立ち上げ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①がん専門医等の育成</li> <li>②各がん専門医療機関の役割分担</li> <li>③地域がん診療拠点病院制度のあり方</li> </ul> <p>等について検討が行われ、平成 17 年4月に報告書が取りまとめられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん診療連携拠点病院制度 地域がん診療拠点病院制度については、「がん医療水準均てん化の推進に関する検討会」報告書の提言に基づき、平成 17 年7月に「地域がん診療拠点病院のあり方に関する検討会」を立ち上げ、地域がん診療拠点病院の機能的役割分担や指定要件の見直し等について検討が行われ、平成 18 年2月に「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」を策定したところである。 今後は、この指針に基づき、がん診療連携拠点病院の指定を促進していくこととしている。</li> </ul> <p>4. その他</p> <p>○がん対策推進本部の設置 今後のがん対策を推進するにあたり、発症予防、検診、治療、緩和ケアなどがんの病態(ステージ)に応じた部局横断的な連携による、患者本位の総合的ながん対策を実施していく必要があるため、厚生労働省内に平成 17 年5月に厚生労働大臣を本部長とするがん対策推進本部が設置された。</p> <p>○がん対策基本法の成立 我が国のがん対策がこれまでの取組により進展し、成果をおさめてきたものの、なお、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「がん対策基本法」が平成 18 年6月 16 日に成立した。</p>
--------------	---